

2018 年 11 月 13 日

日レセソフトご利用医療機関 各位

(株)エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 横谷

TEL：0120-957-706

平成 30 年 7 月豪雨被災者の医療費負担について

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

10 月 24 日付で厚生労働省から医療機関様宛に通達があったかと存じますが、平成 30 年 7 月豪雨被災者の医療費負担について、窓口での申告のみで猶予（免除）される期間が「平成 30 年 10 月 31 日」から「平成 30 年 12 月末」まで延長されました。

該当患者様の受診がある場合は、ORCA の「12 登録」画面にて、該当患者様の公費適用期間を下記のように延長し、登録を行ってください。

延長前 【[12 登録] 画面の公費登録欄】

負担者番号	公費の種類		受給者番号	適用期間	
	959 災害該当	▼		H30.7.6 ~	H30.10.31
	963 支払猶予	▼		H30.7.6 ~	H30.10.31

負担者番号	公費の種類		受給者番号	適用期間	
	959 災害該当	▼		H30.7.6 ~	H30.10.31
	962 免除	▼		H30.7.6 ~	H30.10.31

延長後【[12 登録] 画面の公費登録欄】

負担者番号	公費の種類		受給者番号	適用期間
	959 災害該当	▼		H30.7.6 ~ H30.12.31
	963 支払猶予	▼		H30.7.6 ~ H30.12.31

負担者番号	公費の種類		受給者番号	適用期間
	959 災害該当	▼		H30.7.6 ~ H30.12.31
	962 免除	▼		H30.7.6 ~ H30.12.31

また、厚生労働省からの通達には「平成 31 年 1 月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示することで、猶予（免除）を受けることができます」と記載されておりますので、平成 31 年 1 月以降は公費適用期間を証明書に記載されている期間へ延長し、登録を行ってください。

なお、支払基金や建設国保からの案内では「平成 31 年 2 月 28 日まで延長」、岩国市からの案内では「平成 31 年 3 月 31 日まで延長」と記載されているようです。

いずれの場合も、窓口での申告のみで猶予（免除）される期間は「平成 30 年 12 月 31 日まで」となり、平成 31 年 1 月からは保険証と証明書を提示された場合は上記期間で猶予（免除）を受けることができますので、公費適用期間を証明書に記載されている期間へ延長し、登録を行ってください。

以上